平成２１年（フ）第７０７号
愛媛県松山市宮西３丁目３－５、住民票上の住所愛媛県松山市美沢１丁目３番29号
債務者　井川　尚美
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７４５号
愛媛県伊予市米湊1192番地３
債務者　宮原　孝行
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７４７号
愛媛県松山市味酒町２丁目15番地２　松岡アパート
債務者　西岡　弘子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７５６号
愛媛県伊予郡砥部町川登391番地
債務者　村上　雪子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２０４号
福岡県嘉麻市口春693番地１
債務者　力丸　美紀（旧姓植木）
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第２０５号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土居1094番地40
債務者　笠松　卓史
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１７４号
鹿児島県大島郡龍郷町大勝305番地
債務者　篠浦　哲丸
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第４８０号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目198番地　佐久川ビル203
債務者　砂川たまき
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第６８号
北海道日高郡新ひだか町静内ときわ町４丁目８番６号
債務者　瀧川　徹哉
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第６９号
北海道浦河郡浦河町潮見町17番地の５
債務者　長尾　敏之
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第３１６号
北海道苫小牧市字勇払45番地の20　リリーフアパート202号
債務者　中浦健一郎
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２０年（フ）第１５４号
岩手県北上市本通り２丁目４番43号　ラポール本通り２－101号、旧住所岩手県奥州市水沢区字高屋敷57番地１　メゾン幸202号室
債務者　藤田　明子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１３５号
岩手県北上市立花18地割46番地
債務者　平野　達哉
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第６７号
山形県最上郡戸沢村大字名高969番地の１
債務者　荒川　拓実
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで　山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第１８０号
茨城県取手市井野団地３番20―403号
債務者　髙嶋　正喜
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１８８号
茨城県取手市井野団地５番２―106号
債務者　竹内　絢子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１９１号
茨城県稲敷郡河内町古河林459番地
債務者　大槻　恵美
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係